

（目的）

1. この要綱は、建築基準法（以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づいて道路の位置の指定を行うについて、その具体的な基準を定めることにより、県下（甲府市を除く。）における良好な市街地の形成を確保する事を目的とする。

（申請者の責務）

2. 道路の位置の指定（変更、廃止）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、道路の築造計画が県及び開発する区域の所在する市町村の定める土地利用又は開発に関する計画等に適合するように努めなければならない。

（事前協議）

3. 申請者は、指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の築造工事に着手する前に、開発区域を所轄する建設事務所及び市町村とそれぞれ協議し、その計画について承諾を得なければならない。

（申請手続き）

4. 申請者は、事前協議の内容に基づき指定道路の築造工事が完了したときは、以下のとおり申請手続きを行わなければならない。
 - （1） 申請者は、申請書（第2号様式）に関係図書を添えて、正本1部、副本2部を開発する区域の所在する市町村へ提出すること。併せて、山梨県建築基準法施行条例に定める手数料を納付すること。
 - （2） 申請者は、指定道路を築造する者又は指定道路となる土地の所有者とし、指定後の道路の維持管理について責任を負うものとする。
 - （3） 申請者が申請代理人を介して申請を行う場合は、委任状を添付すること。
 - （4） 図面作成者及び測量者は、建築士、土地家屋調査士及び測量士とし、該当欄に住所・氏名を記入し押印（認印）すること。ただし、特定行政庁がこれらの者と同等以上の者として認めた場合は、この限りではない。

（添付図書）

5. 申請書に添付する図書を以下のとおりとし、正本に原本を、副本にその写しを添付すること。
 - （1） 付近見取図（縮尺：1/2,500 位）
 - イ. 方位
 - ロ. 開発区域の形状
 - ハ. 開発区域周辺の道路及び目標となる地物
 - ニ. 開発区域外からの集水状況
 - ホ. 主要交通機関からの経路
 - ヘ. 指定道路の位置
 - （2） 地籍図（縮尺：1/200 位）－実測図～平面計画図
 - イ. 方位
 - ロ. 縮尺
 - ハ. 開発区域の境界

- 二. 指定道路の位置、延長、幅員、区間長さ
- ホ. 転回広場の位置、寸法、面積
- ヘ. 隅切の寸法
- ト. 地番界
- チ. 宅地の区画割り
- リ. 側溝（排水方向記入）、土留、擁壁、フェンス、がけ等
- ヌ. 指定道路内及び宅地内の排水方向
- ル. 接続道路（公道・私道の種別、位置、幅員）
- ヲ. 接続道路が法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の場合は、指定年月日、番号
- ワ. 既設建物等のある場合は、配置、用途、出入口の方向等
- カ. 土地の高低、その他地形上特記すべき事項

(3) 開発面積算定図（縮尺：1/250 位）

(4) 公図の写し（公図のとおりとし、必要な場合は法務局の証明書を添付するものとする。なお、表示の範囲は、開発区域及び開発区域周辺とする。）

- イ. 方位
- ロ. 開発区域の境界
- ハ. 地名、地番
- ニ. 地目
- ホ. 土地の所有者
- ヘ. 公共用地（道路、水路等）の位置
- ト. 指定道路の位置（図面審査後、指定道路となる部分を分筆、地目は原則として公衆用道路とする。）

(5) 指定道路構造図（縮尺：任意）－道路縦、横断面構造図

- イ. 路面、路盤の詳細
- ロ. 道路側溝等の位置、形状及び寸法
- ハ. 接続道路及び指定道路の幅員
- ニ. 隣接する敷地の高低

(6) 承諾書

- イ. 承諾を必要とする範囲
 - a. 指定道路となる土地の所有者、借地権及び使用権者等の関係権利者又はその土地内の建物もしくは工作物について権利を有する者。
(正本に登記簿謄本を、副本にその写しを添付すること。)
 - b. 指定道路が公園等に接続している場合は、通り抜け又は転回することについて、承諾することが出来る権限を有する者。
 - c. 指定道路が公有地の改廃及び占有にかかる場合、歩道がある他の道路に接続する場合又は公有地を含む場合は、その管理者の承諾書又は許可書等の写しを添付すること。
例) 法定外公共物使用（占用）許可、法定外公共物工事施工承認等
 - d. 既指定道路に接続する場合は、当該既指定道路の関係権利者

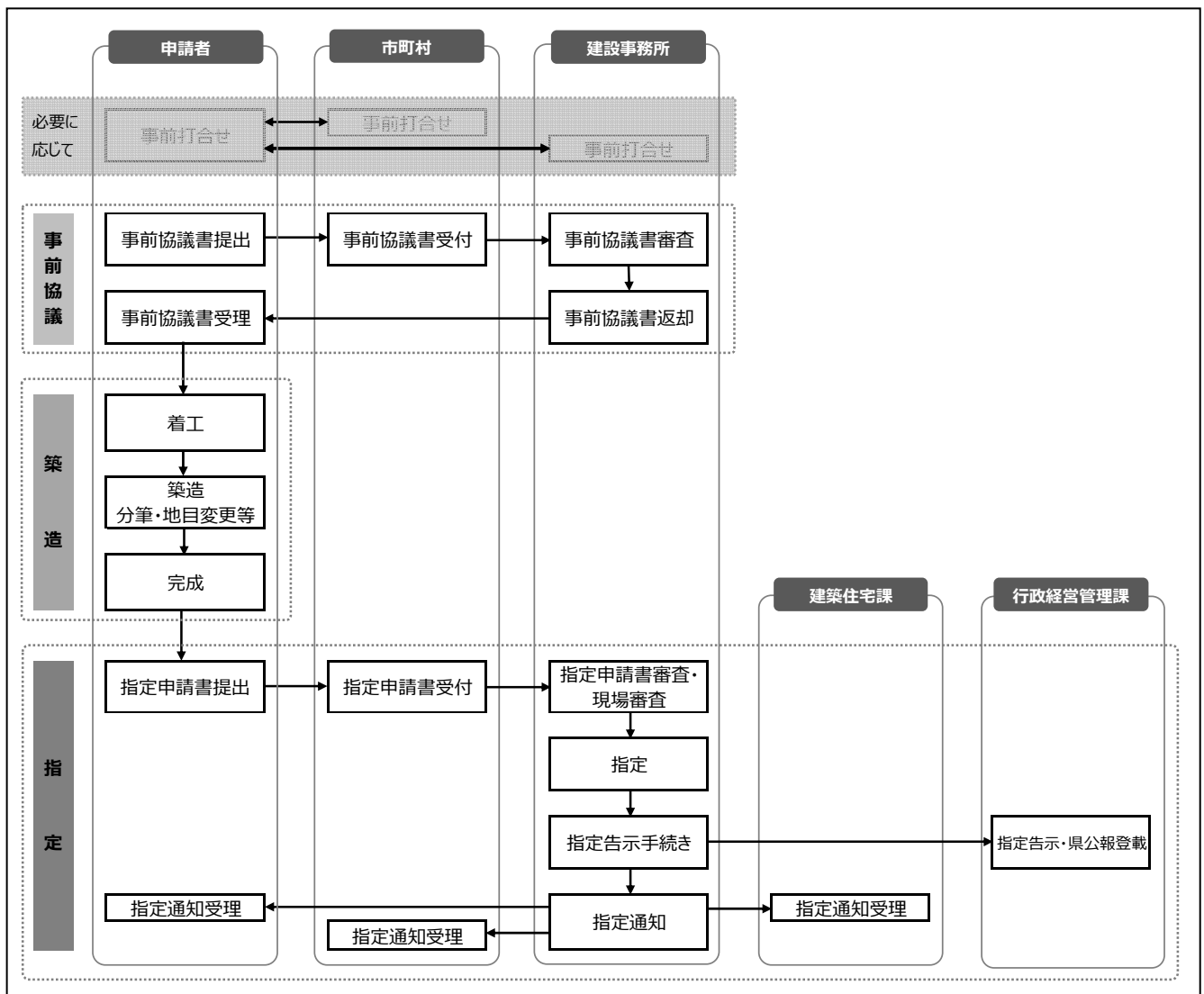
□. 承諾書の記入方法

- a. 権利別欄に土地の地名、地番、権利関係を、住所欄、氏名欄に承諾者の住所、氏名を記入して、承諾印を押印する。
- b. 法定代理人、公有地の管理者、又は親権者（権利者が未成年者の場合）の場合はこれらの資格を権利別欄に記載する。
- c. 承諾印は実印とし、正本に印鑑登録証明書を、副本にその写しを添付する。
- d. 管理者欄に指定道路の維持管理を行う者の住所、氏名を記入して承諾印を押印する。

(7) その他

- イ. 申請後に申請図書を訂正する場合（軽微な訂正を除く）は、その訂正部分にかかる権利者の訂正印（実印）を要する。
- ロ. 軽微な訂正（権利に及ばないもの）は、申請者又は代理人の訂正印を要する。
（例－誤字等）－認印
- ハ. 申請書及び申請図の申請者欄に住所、氏名を記入し、押印（認印）する。

<参考：道路の位置の指定までの流れ>



(道路位置指定基準)

6. 指定道路は、原則、令第 144 条の 4 の規定によるほか、この基準によるものとする。

(1) 指定道路は、法第 42 条第 1 項、同条第 2 項又は、同条第 4 項に規定する他の道路に接続するものであること。

(2) 指定道路の幅員の基準（別添図－1）

イ. 幅員は、道路の中心線に直角に計る。

ロ. 幅員は、内り幅とし、各部分について 4m 以上とする。

ハ. 幅員の一定でない指定道路については、最小幅員、最大幅員を記入する。

例) 幅員 4.0m～5.0m → 最小幅員 4.0m 最大幅員 5.0m

(3) 指定道路の長さの基準（別添図－2）

イ. 延長の起点（終点）は、他の道路と接続する部分とする。なお、指定道路が袋路地状の場合の終点は、道路の終端とする。ただし、法第 42 条第 2 項による道路に接続する場合は、セットバックした道路のみなし境界線とする。

ロ. 延長は、指定道路の中心線の水平距離とし、指定道路内に公有地（水路、農道等）がある場合は、その部分を含むものとする。

ハ. 交差、接続又は屈曲するまでの区間の最小長さは別添図－2（2）のとおりとする。

二. 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 144 条の 4 第 1 項第 1 号イの取扱いは、別添図－2（3）のとおりとする。

(4) 転回広場の基準（別添図－3、－4）

イ. 形状及び寸法は別添図－3（1）による。ただし、自動車の転回に支障がないと特定行政庁が認めた場合にはこの限りではない。

ロ. 転回広場を設けた場合の区間長さの計り方は別添図－3（2）による。

ハ. 令第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ホの規定により、避難及び通行の安全上支障がないとする形状は、別添図－4 による。

(5) 隅切りの基準（別添図－5）

イ. 指定道路が他の道路と接続する部分及び指定道路相互の交差はなるべく直角に近いものとし、60°未満の角度で交差する場合には、底辺の長さが 3m 以上となる二等辺三角形の隅切りを設けなければならない。

ロ. 令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号ただし書の取扱いについては、堅固な建築物又は工作物で物理的に移転、除去が困難な場合、あるいはがけ等地形上やむを得ないと特定行政庁が認めた場合とする。なお、このとき隅切りを片側の角地のみとする場合は、その隅角を挟む辺の交差角を 60°以上 120°未満とすること。

ハ. 指定道路の幅員が変わる場合及び袋路地状道路の終端に接続し、その道路と指定道路の幅員が異なる場合は、別添図－5（4）のとおりとする。

(6) 指定道路は縁石、土留等で区画すること。ただし、側溝等により境界がはっきりしている場合はこの限りではない。

(7) 令第 144 条の 4 第 1 項第 3 号の取扱いは、原則として舗装とする。

(8) 令第 144 条の 4 第 1 項第 5 号の取扱いは、次による。

イ. 原則として、片側 U 型側溝とし、設置する側溝以上の断面をもつ既設側溝に接続する。ただし、道路内排水のみの場合は、L 型側溝とすることができる。

- . 周辺に接続する排水先がない場合は、排水できるところまで延長し、その間の権利者及び管理者等の承諾書を添付する。ただし、周囲の状況等により支障がないと特定行政庁が認めた場合はこの限りではない。

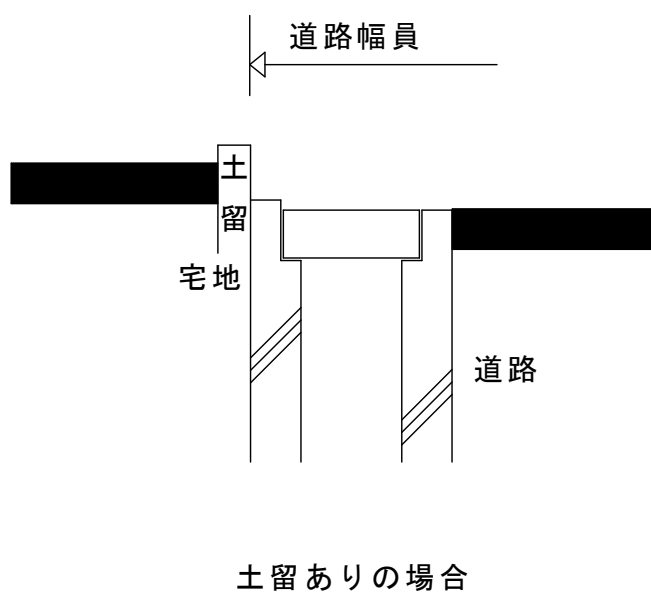
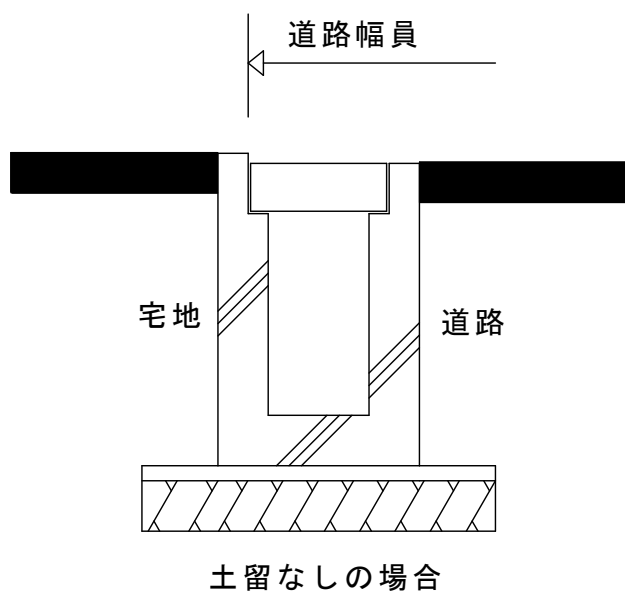
(9) 道路の廃止及び変更

- イ. 法第 43 条の規定に抵触する敷地が生ずることなく、廃止（変更）に対する関係権利者全員の同意がある場合。なお、要綱 5.（6）の規定を準用するものとする。
- . 通り抜け道路の一部廃止は、原則として認めない。
- ハ. 指定道路の幅員を変更することは、原則として認めない。
- 二. 廃止により、路地状となる敷地が生じる場合は、路地状部分の土地の所有及び使用関係を明確にすること。

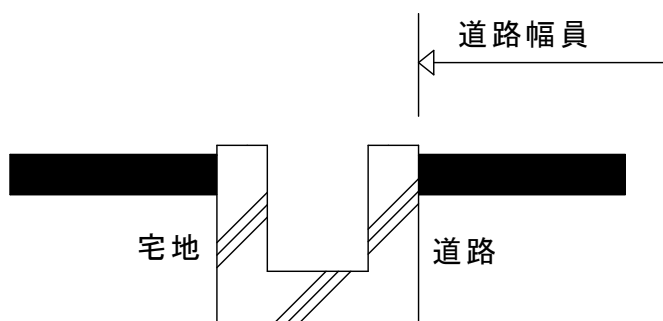
(別添図-1)

指定道路の幅員の基準

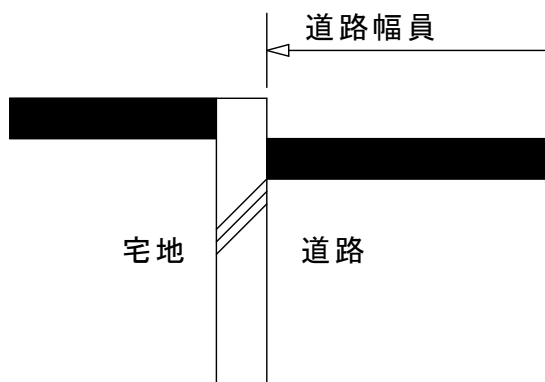
(1) U字側溝、甲蓋有の場合



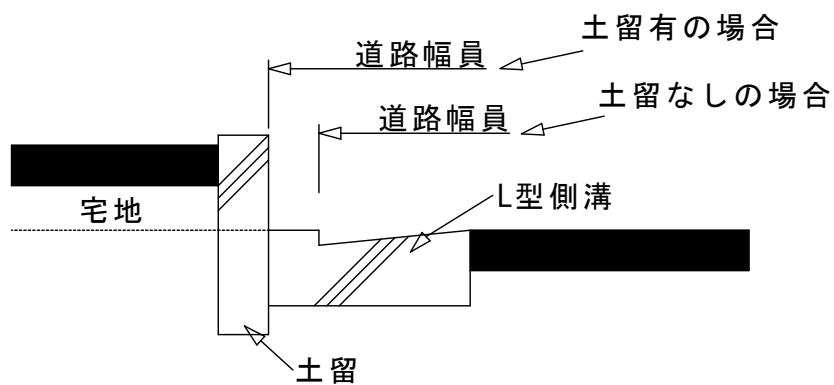
(2) U型側溝－開渠、甲蓋無の場合（部分的にあるものも含む）



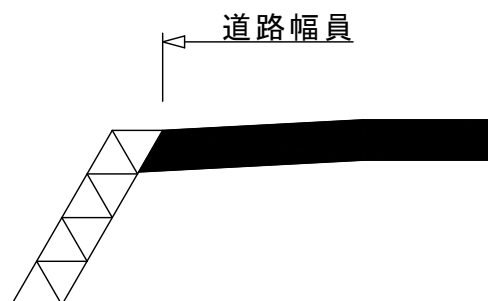
(3) 土留の場合



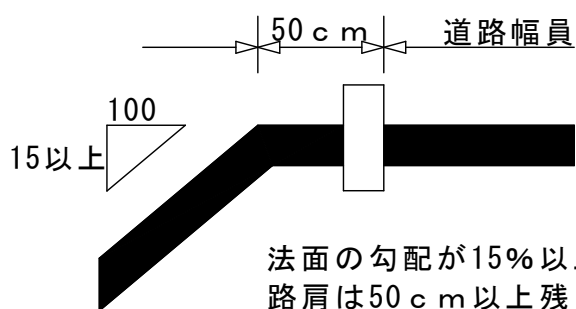
(4) L型側溝の場合



(5) 石積の場合



(6) 土端の場合



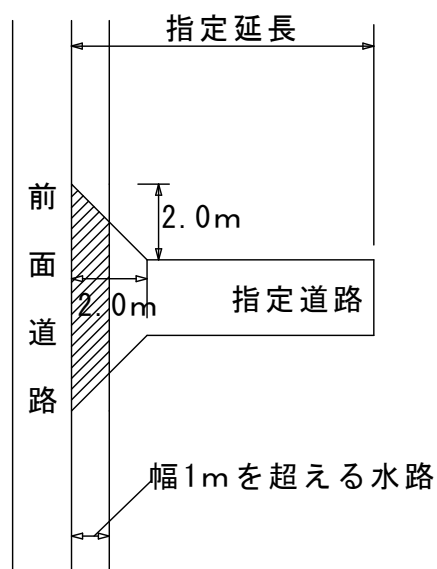
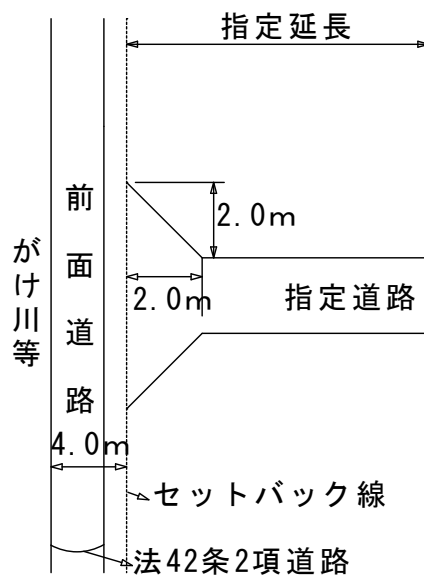
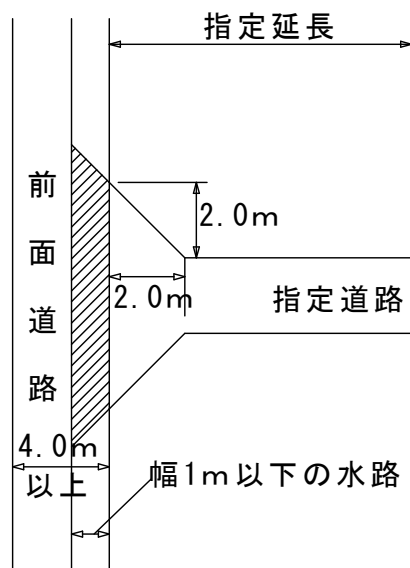
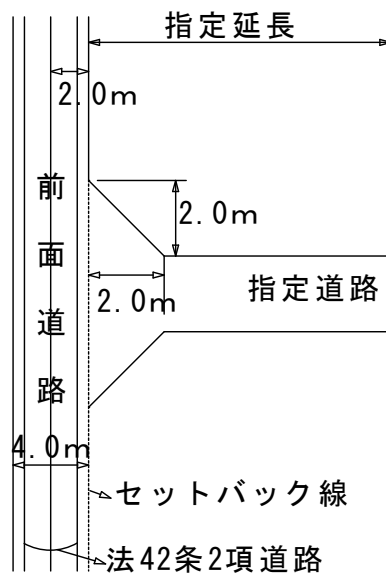
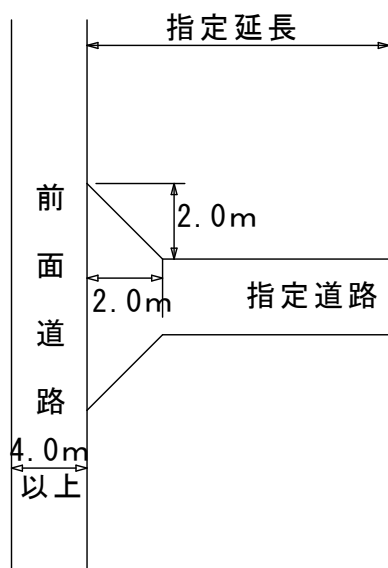
(7) その他

がけ面、切土面、又は盛土面の保護のため擁壁及び芝張等の設計基準については「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例第8条」を参考とすること。

(別添図－2)

指定道路の長さの基準

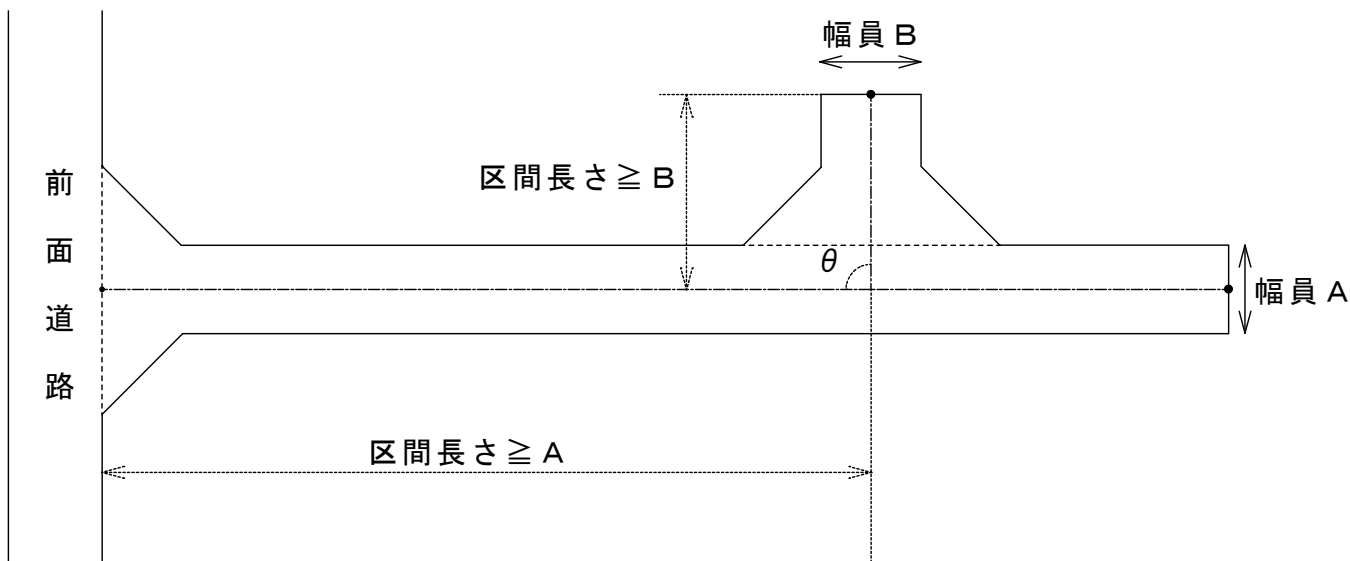
(1) 指定道路の延長の計り方及び水路がある場合の隅切りの基準



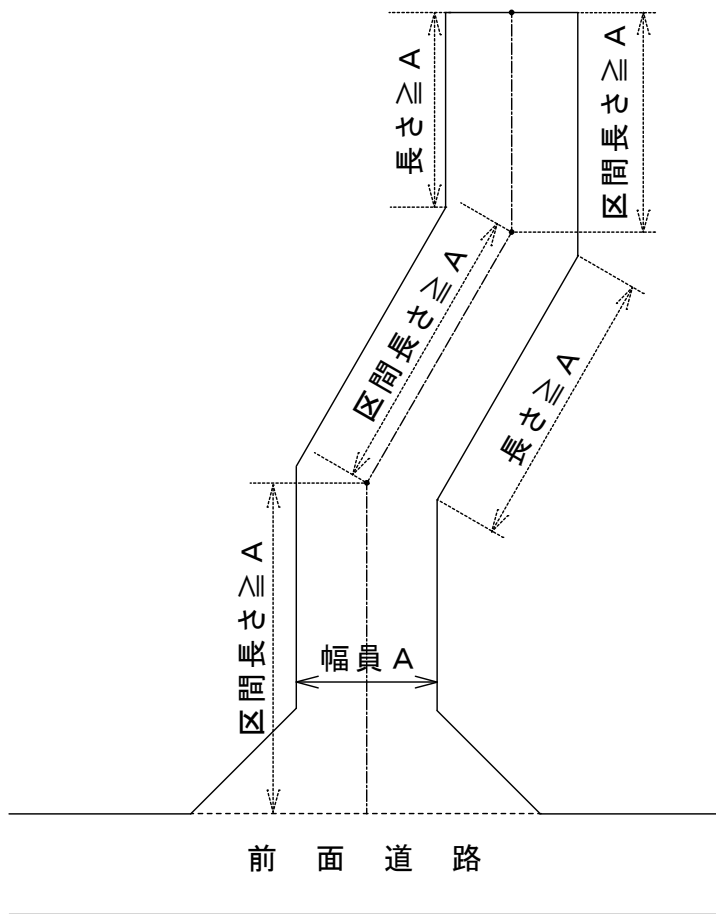
 水路使用部分（許可書等の写添付）

(2) 指定道路の区間の最小長さの基準

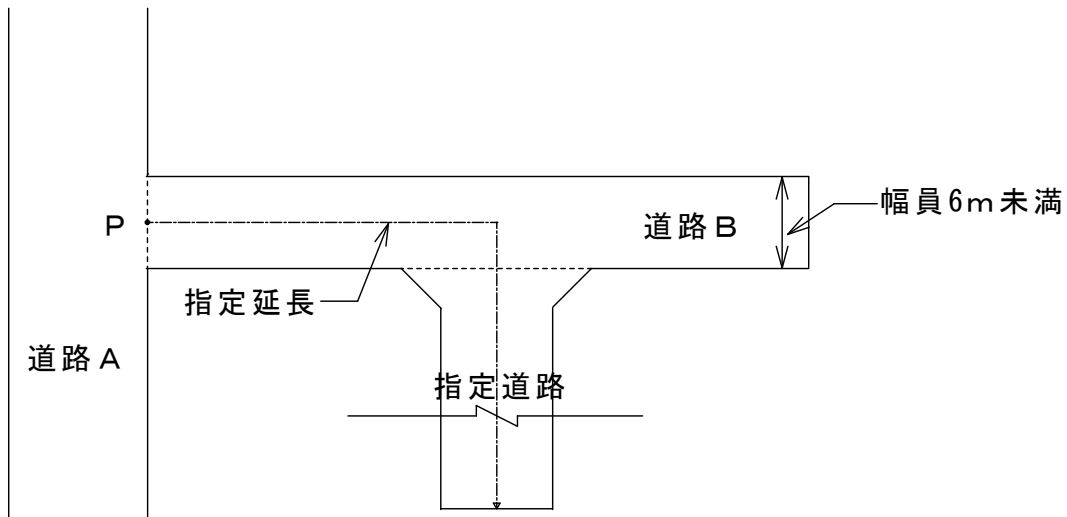
① 指定道路が交差・接続する場合



② 指定道路が屈曲する場合



(3) 指定道路が幅員6m未満の袋路地状の道路に接続する指定道路の延長の計り方



※ P 点からの距離が35mを超える場合は、35m以内ごと及び終端に自動車転回広場を設ける。

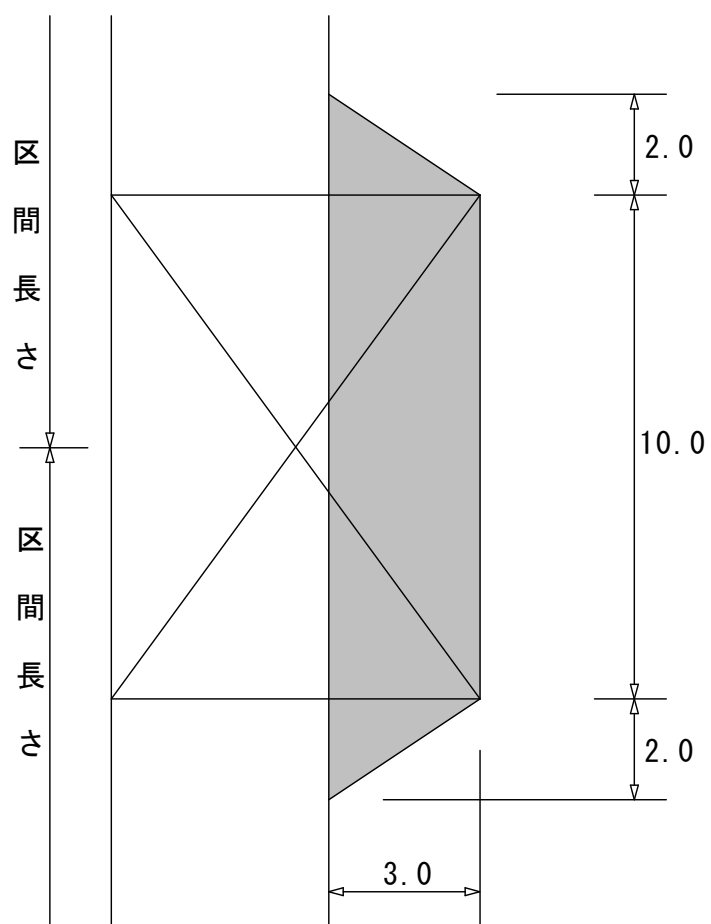
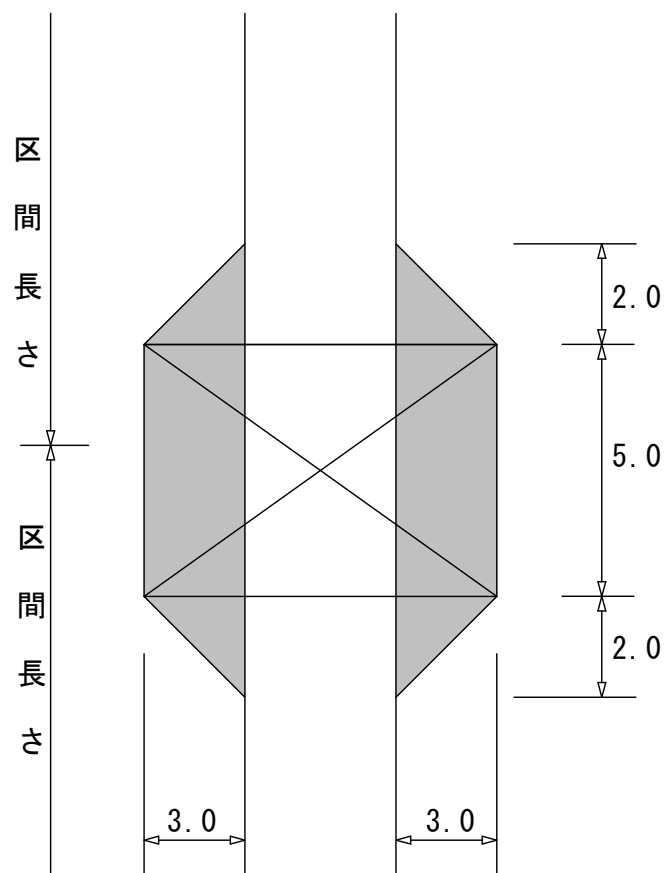
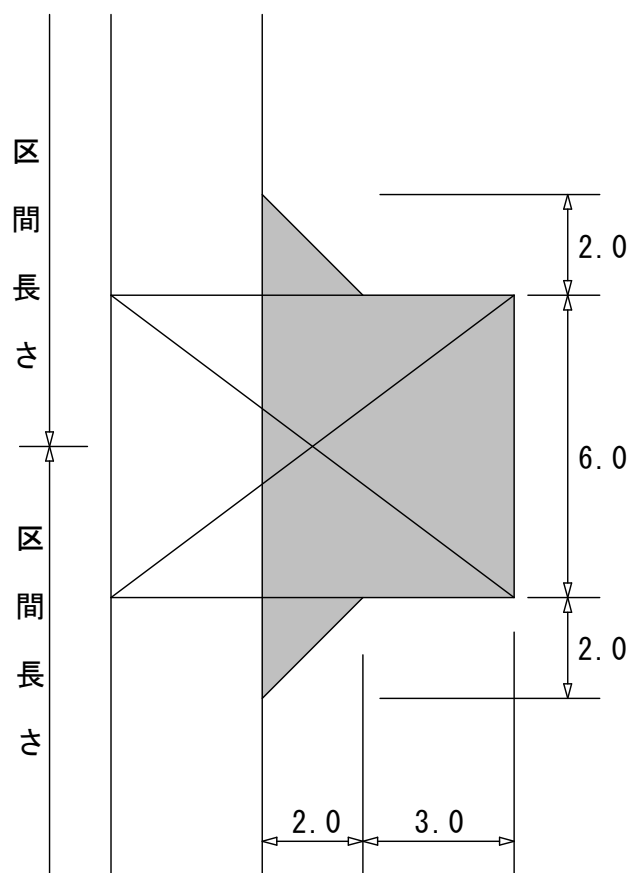
※道路 B が長い場合であっても、道路 B が袋路地状であれば、この取扱いを適用する。

(別添図－3)

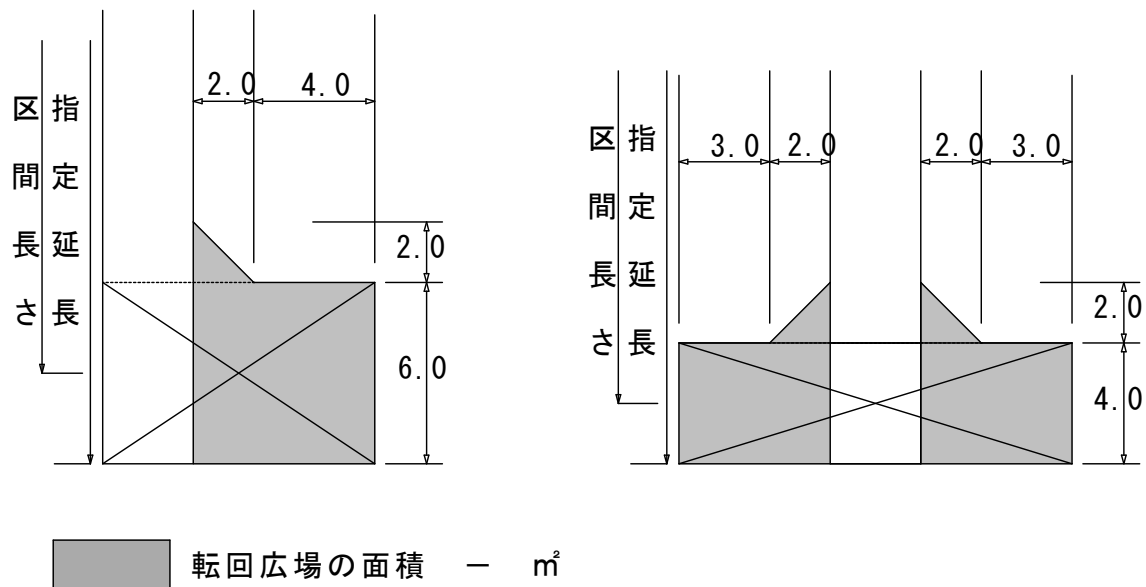
転回広場の基準

(1) 形状及び寸法

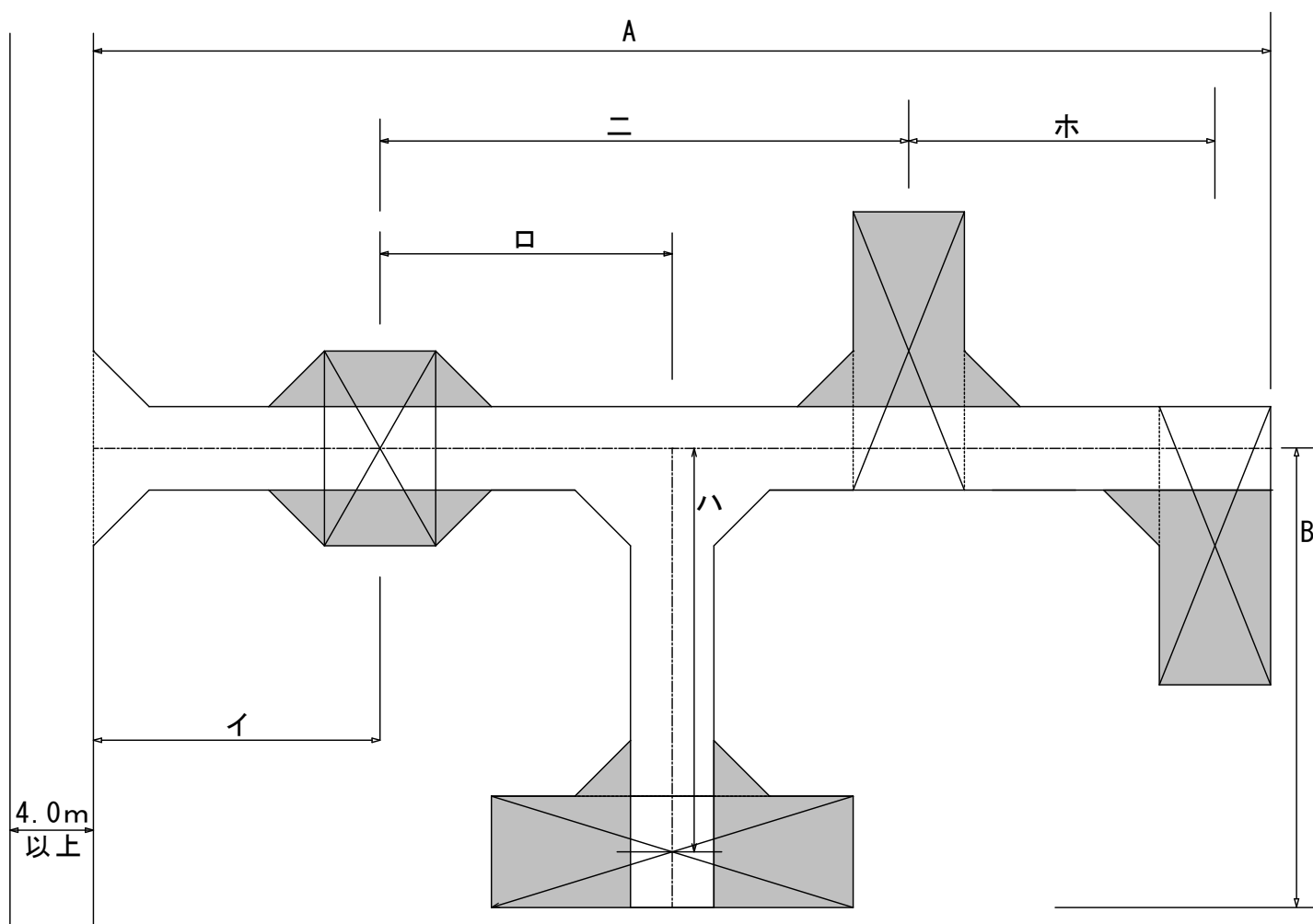
ア. 指定道路の中間に設ける場合



イ. 終端に設ける場合



(2) 区間長さ・指定延長

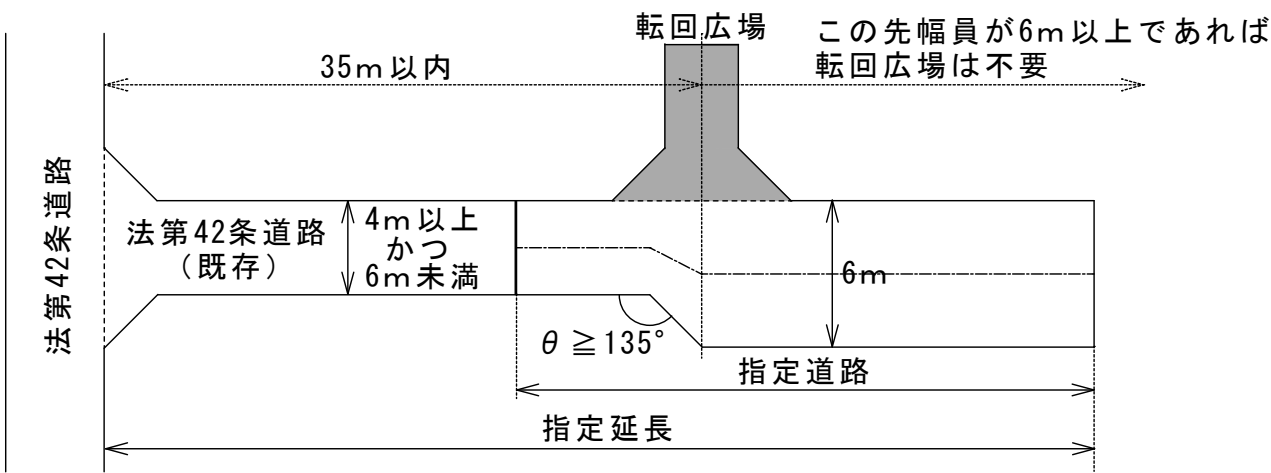


転回広場の区間長さ：イ、ロ＋ハ、ニ、ホは各々35m以内とする
指定道路の延長：A＋Bとする

(別添図－4)

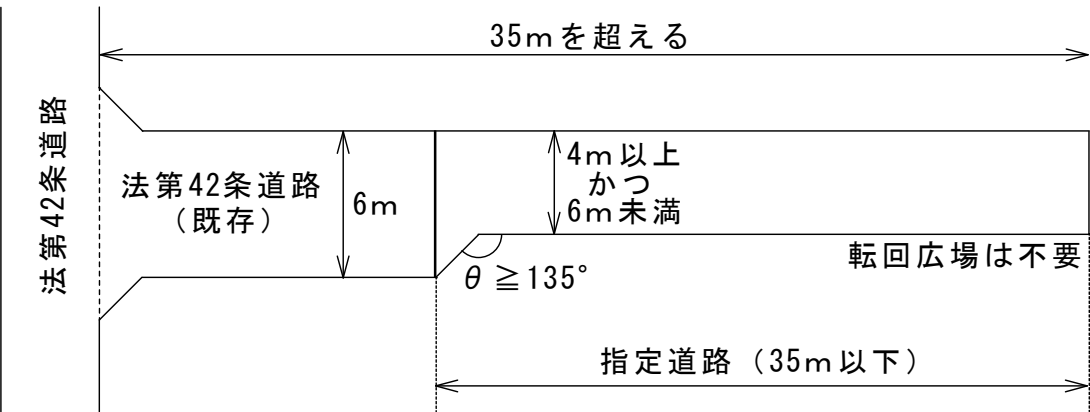
- (1) 幅員6m未満の既存の袋路地状道路（※）の終端に幅員6mの道路位置指定を行う場合
※）法第42条道路で、位置指定道路を除く。

袋路地状道路の始点から35m以内に転回広場が必要となる。



- (2) 幅員6m以上の既存の袋路地状道路（※）の終端に幅員4m以上かつ6m未満の道路位置指定を行う場合
※）法第42条道路で、位置指定道路を除く。

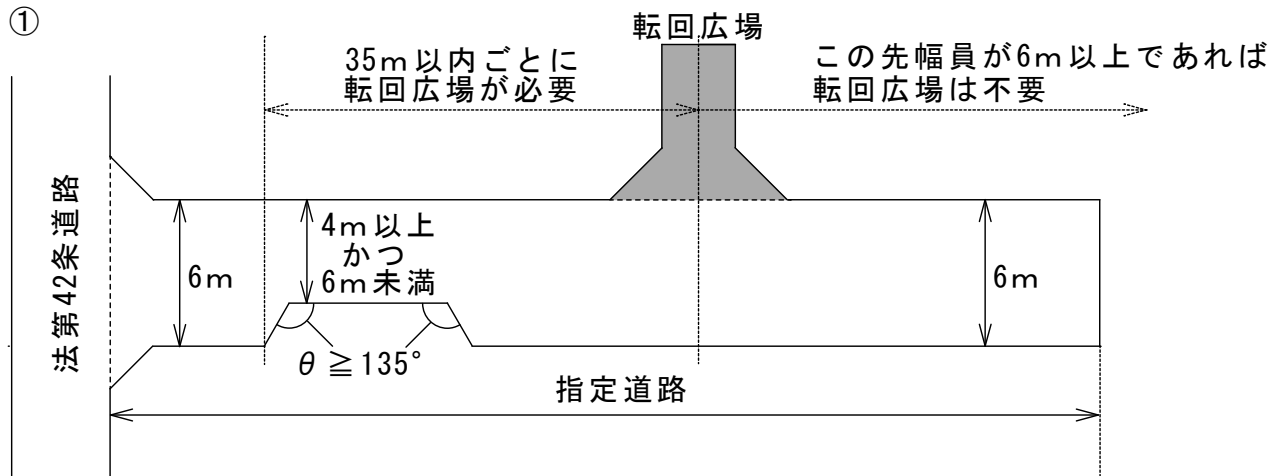
延長は位置指定道路の始点からとする。
したがって、下図のように延長が35m以下の場合は転回広場が不要となる。



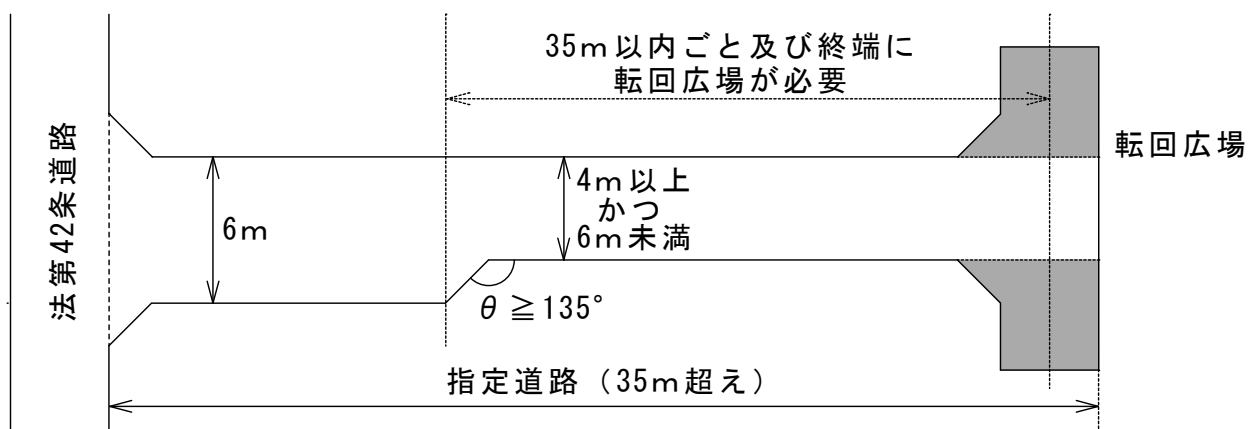
(3) 築造しようとする道路が幅員6m未満の部分を含む場合

幅員6m未満の部分から35m以内に1箇所転回広場が必要となる。

①



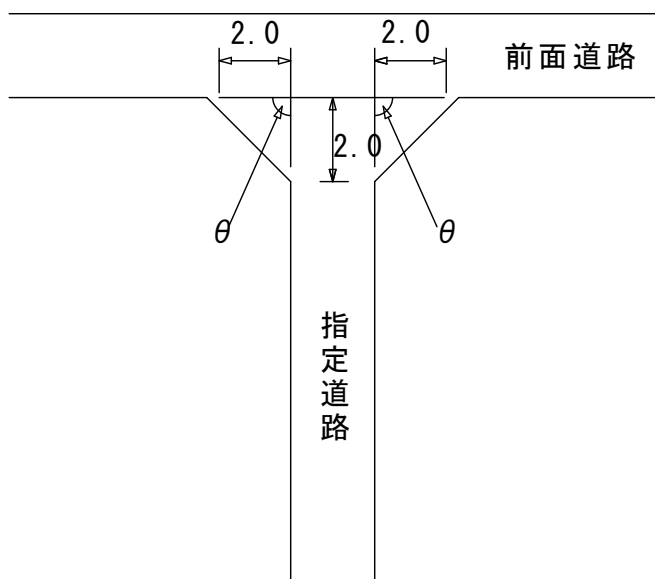
②



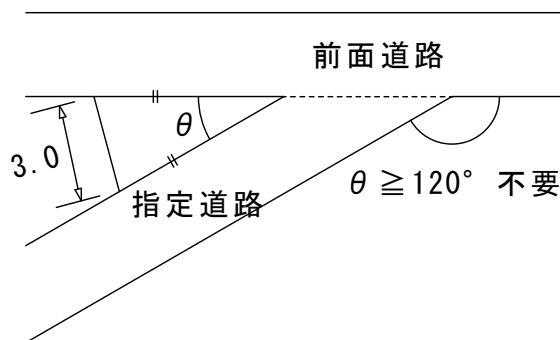
(別添図－5)

隅切りの基準

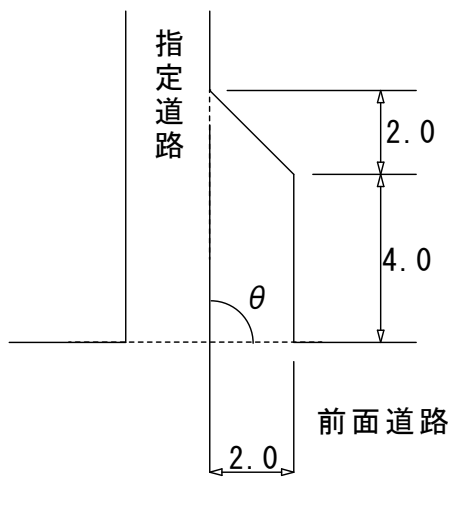
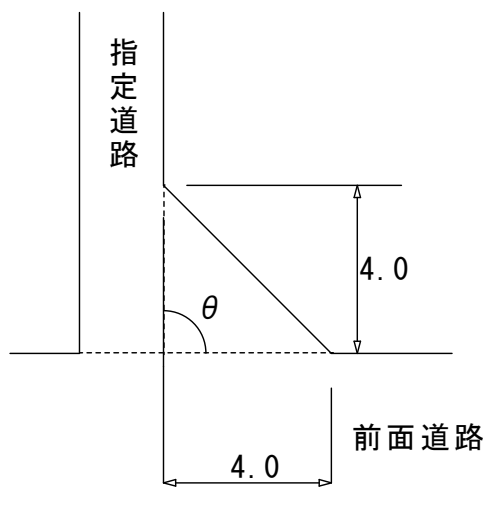
(1) 標準 (交差角 $60^\circ \leq \theta < 120^\circ$ の場合)



(2) 鋭角 (交差角 $\theta < 60^\circ$ の場合)



(3) 建築基準法施行令第144条の4第1項第2号のただし書を適用させる場合の特例
(交差角 $60^\circ \leq \theta < 120^\circ$ の場合)



(4) 指定道路の幅員が途中で変わる場合及び袋路地状道路の終端に接続し、
その道路と指定道路の幅員が異なる場合

